

家畜伝染病の発生予防・まん延防止に係る大臣指示

平成30年12月19日

- 1 豚コレラ、アフリカ豚コレラ、鳥インフルエンザ等家畜伝染病の発生予防・まん延防止の前提となる飼養衛生管理基準やその他衛生管理に必要な項目について、全都道府県の畜産農家に対して、以下の項目を重点的に点検し、指導を強化すること。
 - ①適切な衛生管理区域の設定と衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置及び使用
 - ②畜舎等及び器具の定期的な清掃又は消毒等
 - ③他の畜産関係施設等に立ち入った者の衛生管理区域への立入の制限
 - ④野生動物等からの病原体の侵入防止
 - ⑤食品廃棄物等を原材料とする飼料を給与する場合の加熱処理
 - ⑥毎日の健康観察、早期発見・早期通報の徹底
 - ⑦家畜の異状、死亡、飼料給与等に関する記録の保管
- 2 関係省庁及び関係機関への情報共有等をとおして連携強化を図るとともに、入国者の携帯品検査の強化や家畜との接触歴等に関する口頭質問の実施、全国の国際郵便局や地方空港への探知犬の派遣、ポスターの掲示、航空会社カウンターにおけるリーフレット設置等の注意喚起を強化するなど水際対策を徹底すること。
- 3 特に、岐阜県で発生した豚コレラについては、これ以上の発生拡大を防ぐため、以下の対策を行うこと。
 - ①岐阜県に対して、豚・いのししを飼養する農場については、確実に飼養衛生管理基準を徹底する実効ある指導を行うとともに、指導に基づき改善措置が確実に実行されていることを定期的に点検、確認することを指導すること。
 - ②岐阜県と連携し、飼養衛生管理に関する指導、防疫措置及び監視対象農場の検査、野生いのししの調査捕獲、またそれらに従事する者の衛生管理等に関するマニュアルを整備すること。
 - ③検査時の交差汚染等を確実に防止する体制、飼養衛生管理基準の指導を確実に行うことができる体制を早期に構築するとともに、県の要望を聞き、必要な人員の

派遣、動物検疫所等が備蓄する防疫資材の提供等積極的に支援すること。

- ④岐阜県が行う発生予防、まん延防止対策について、指導、技術的助言、確認を行うこと。
- ⑤岐阜県に小里副大臣を派遣し、本対策を確実に伝達・指導するとともに、岐阜県との連携を確認すること。